(様式5) 条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	 経営承継円滑化法 申請者管理簿 	
実施機関の名称	長野県知事	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	産業労働部 経営・創業支援課	
個人情報ファイルの利用目的	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律及び同法 施行規則に基づく申請者の記録を保有し、同法令の施行事務	
	に資する。	
記録項目	1. 申請年月日、	
	2. 行政文書番号、	
	3 . 会社名、	
	4. 代表者の氏名、	
	5. 特定/特例後継者の氏名、	
	6. 特定/特例代表者の氏名、	
	7. 主たる事業内容、	
	8. 資本金の額又は出資の総額、	
	9. 常時使用する従業員の数、	
	10.手続内容、	
	11. 手続き結果、	
	12.認定・確認をしない場合の理由、取消事由、	
	13.手続結果の年月日、	
	14. 贈与/相続の日、	
	15.贈与/相続認定申請基準日、	
	16.贈与/相続税申告期限、	
	17.贈与/相続報告基準日、	
	18.認定の有効期限、	
	19.贈与/相続認定申請基準年度、	
	20.合併効力発生日等・株式交換効力発生日等、	
	2 1. 合併・株式交換等の種類、	
	22.新会社名・株式交換完全親会社等の名前、	
	23. 臨時贈与/臨時相続報告基準日、	
	24.計画的承継確認又は認定時当初の行政文書番号、	
	25.会社の郵便番号、	
	26.会社の住所、	
	27.会社の電話番号、	

- 28. 会社法人等番号、
- 29.第一種·第二種、
- 30.贈与/相続時における受贈者の住所、
- 31.贈与/相続時の総株主等議決権数、
- 32.後継者の贈与/相続時の保有議決権割合、
- 33.後継者の贈与/相続直前における保有議決権数/割合、
- 34.後継者の贈与/相続直後における保有議決権数/割合、
- 35. 切替確認年月日、
- 36.贈与者/後継者の生年月日、
- 37.贈与の日における贈与者/後継者の年齢、
- 38.相続の日における被相続人/後継者の年齢、
- 39.贈与/相続により取得した株式の数、
- 4 O. 相続の開始の直前/贈与の時における被相続人/贈与者と後継者との関係、
- 4 1. 租特法第70条の7の5/第70条の7の6の適用を受ける議決権の数、
- 42. 猶予継続贈与が行われた場合の有無、
- 43. 猶予継続贈与が行われる前の認定案件の整理番号、
- 44.特定資産の帳簿価額/運用収入の合計額、
- 45.特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合、
- 4 6. 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合、
- 47. 資産の部/純資産の部の合計額、
- 48. 売上高、
- 49. 当期純利益/当期純損失の額、
- 50.相続稅総額<見込額>、
- 51.株式等に係る納税猶予額<見込額>、
- 52. 一株当たりの評価額、
- 53.贈与/相続の時の従業員数、
- 54.贈与/相続の報告基準日の従業員数、
- 55.期間内平均の従業員数、
- 56.特例承継計画の新規/変更の種別、
- 57.特例承継計画に係る報告の要否、
- 58.特例承継計画に係る報告の確認年月日、
- 59.特例代表者/特例後継者の代表権の有無、
- 60. 承継予定の時期、
- 61.後継者の数、

	62.代表権を有している後継者の数、		
	63.認定支援機関の種類/連絡先/名称/ID、 64.先代事業者の主たる事務所の所在地、 65.事業活動の継続に支障を生じさせる事由、 66.支援形態、 67.租特法第70条の7第35項/第70条の7の2第40項の税務署 等への通知年月日/文書番号、		
	68. 備考欄		
記録範囲	経営承継円滑化法令に基づく申請者(平成20年10月1日以降)		
記録情報の収集方法	経営承継円滑化法令に基づく申請		
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	経済産業省 関東経済産業局 産業部 中小企業金融課		
開示請求等を受理する組織の	(名 称)長野県産業労働部 経営·創業支援課		
名称及び所在地	(所在地)〒380-8570 長野	予市大字南長野字幅下692-2	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号		
	(電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号	
	 政令第21条第7項に該当す	(マニュアル処理ファイル)	
	るファイル	(, — <u>-) </u>	
	□有 ☑無		
備考			